

議案第239号

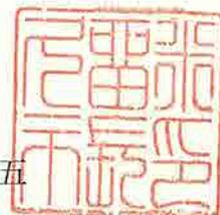
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

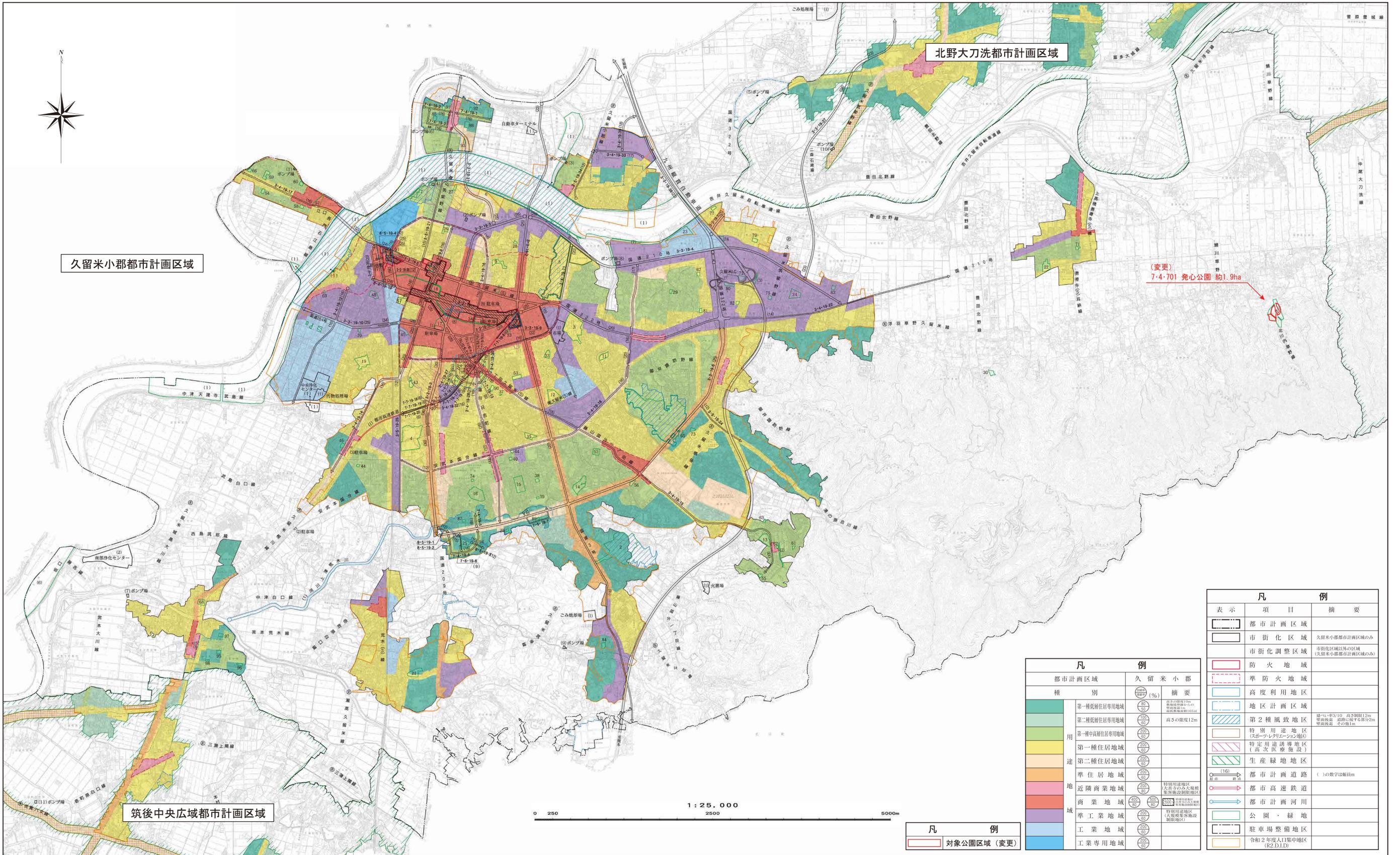
久留米小郡都市計画公園の変更（久留米市決定）について

令和6年10月29日

久留米市長 原口 新五



久留米小郡都市計画公園の変更（久留米市決定）
 総括図 S=1/25,000



凡 例		
表示	項目	摘要
[Red outline]	都市計画区域	
[Black outline]	市街化区域	久留米小郡都市計画区域のみ
[Dashed black outline]	市街化調整区域	市街化区域以外の区域 (久留米小郡都市計画区域のみ)
[Red outline]	防火地域	
[Dashed red outline]	準防火地域	
[Blue outline]	高度利用地区	
[Blue outline]	地区計画区域	
[Blue outline]	第2種風致地区	建・高・風速10 高さ制限12m 平面積率 用途に依る高さ等2m 平面積率 その他1m
[Red outline]	特別用途地区 (特定用途誘導地区 (高次医療施設))	
[Green outline]	生産緑地地区	
[Blue outline]	都市計画道路	()の数字は幅員m
[Red outline]	都市高速鉄道	
[Blue outline]	都市計画河川	
[Green outline]	公園・緑地	
[Black outline]	駐車場整備地区	
[Orange outline]	令和2年度人口集中地区 (R2.D1.D)	

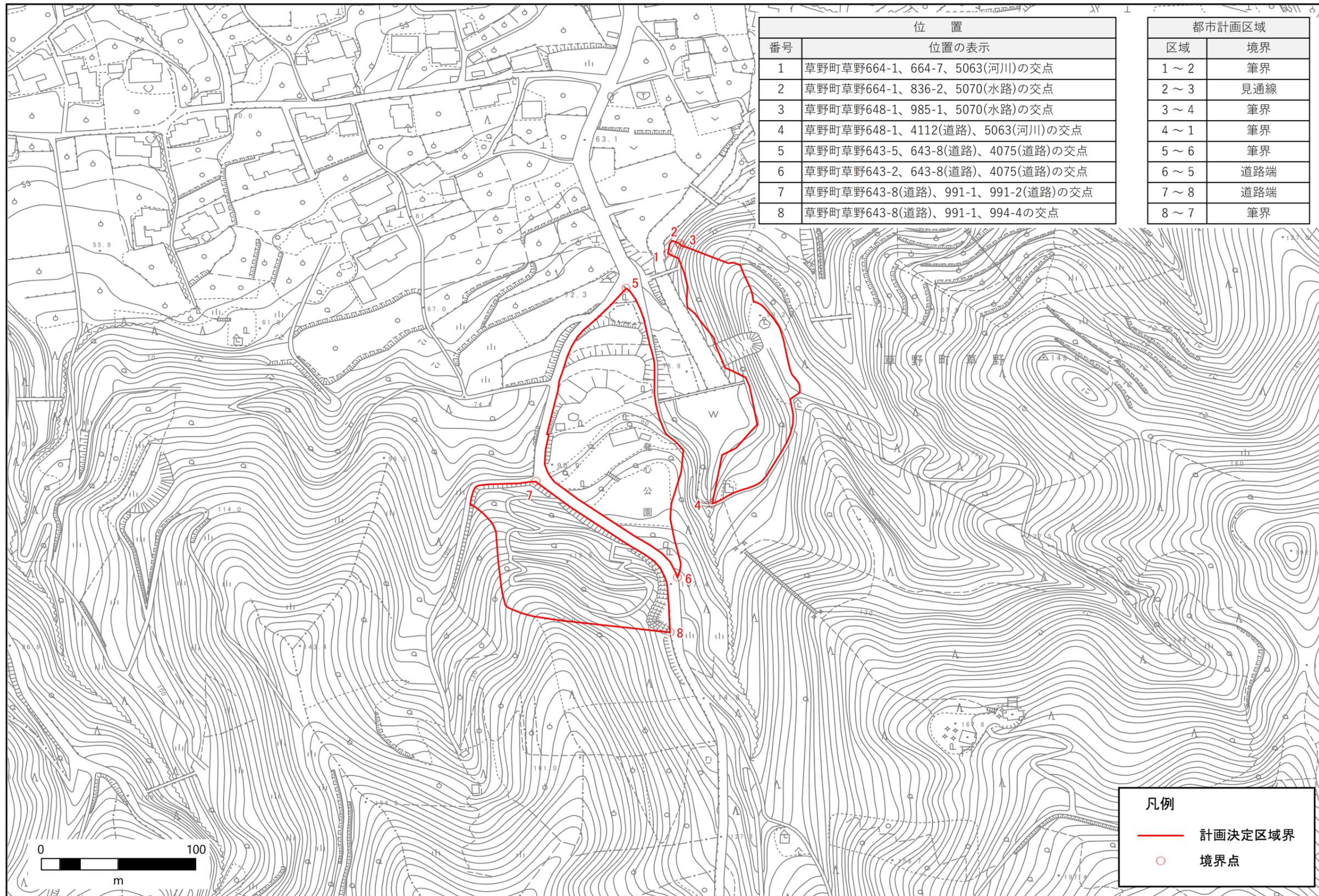
凡 例		
種 別	久留米小郡	摘要
[Green]	第一種低層住居専用地域 (R1)	高さの制限15m 平面積率 用途に依る高さ等2m 平面積率 15%
[Light Green]	第二種低層住居専用地域 (R2)	高さの制限12m
[Yellow]	第一種中高層住居専用地域 (R1H)	高さの制限25m 平面積率 用途に依る高さ等2m 平面積率 25%
[Orange]	第二種中高層住居専用地域 (R2H)	高さの制限25m 平面積率 用途に依る高さ等2m 平面積率 25%
[Red]	商業地域 (R)	特別用途地区 大層号のみ大規模 建築物等設置制限地区
[Purple]	準工業地域 (R1)	特別用途地区 大層号のみ大規模 建築物等設置制限地区
[Blue]	工業地域 (R2)	特別用途地区 大層号のみ大規模 建築物等設置制限地区
[Dark Blue]	工業専用地域 (R3)	特別用途地区 大層号のみ大規模 建築物等設置制限地区

凡 例
 [Red outline] 対象公園区域 (変更)

0 250 2500 5000m
 1 : 25,000

都市計画公園 7・4・701発心公園
計 画 図

1:2,500



位 置	
番号	位置の表示
1	草野町草野664-1、664-7、5063(河川)の交点
2	草野町草野664-1、836-2、5070(水路)の交点
3	草野町草野648-1、985-1、5070(水路)の交点
4	草野町草野648-1、4112(道路)、5063(河川)の交点
5	草野町草野643-5、643-8(道路)、4075(道路)の交点
6	草野町草野643-2、643-8(道路)、4075(道路)の交点
7	草野町草野643-8(道路)、991-1、991-2(道路)の交点
8	草野町草野643-8(道路)、991-1、994-4の交点

都市計画区域	
区域	境界
1～2	筆界
2～3	見通線
3～4	筆界
4～1	筆界
5～6	筆界
6～5	道路端
7～8	道路端
8～7	筆界

凡例	
	計画決定区域界
	境界点

久留米小郡都市計画公園の変更(久留米市決定)

久留米小郡都市計画公園中7・4・701号発心公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	7・4・701	発心公園	久留米市草野町草野	約1.9ha	変更

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

理 由 書

久留米小郡都市計画公園 7・4・701号発心公園は、久留米市東部の市街化調整区域に位置し、主に風致の享受の用に供することを目的として昭和37年に都市計画決定した特殊公園（風致公園）である。

そして、昭和56年3月に計画区域の一部である1.55haの供用後は、耳納北麓の自然に抱かれた、草野の古い町並みの山手にあり、春は桜、秋はもみじ谷と四季折々の自然が楽しめる風致公園となり、これまでも特殊公園（風致公園）としての機能を十分に果たしてきた。しかし、長期未着手の区域が存在しており、そのことは、社会経済状況等の変化を踏まえて、適時適切な都市計画の見直しが必要とされている。

そのため、『久留米市都市計画マスタープラン』や『久留米市緑の基本計画』においても、長期未着手の公園については、地域の実情や近年の都市化の進展等の土地利用の変化を踏まえた見直しを進める方針を位置づけている。

そこで当市では、人口減少や超高齢社会の進行に対応した集約型都市構造への転換、防災・減災対策へのニーズの高まりなど、近年の社会情勢の変化に伴う都市計画公園・緑地の役割や必要性について検証するため、『久留米市都市計画公園・緑地等における見直しガイドライン』を策定し、都市計画公園・緑地の見直しを進めている。

発心公園は、都市計画公園区域内に砂防指定地、土砂災害警戒区域及び斜面地等で供用の見込みがない区域が含まれており、これら区域を含む未整備部について防災の観点から除外することで、合理的な公園形状を確保するため、区域の一部変更を行う。